五　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第百十五条第八項若しくは第十項又は第百十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四、第六十八条の三十六又は第六十八条の四十八の規定

六　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第八十二条第八項若しくは第十項、第八十三条又は第八十四条第九項若しくは第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四、第六十八条の三十五、第六十八条の四十三の三又は第六十八条の七十八から第六十八条の八十までの規定

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第百十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十三の規定

第四十条の二第一項中「第六項」の下に「及び第十六項」を加え、同条第二項第一号ロ中「介護老人保健施設」の下に「又は同条第二十九項に規定する介護医療院」を加え、同項第二号中「同条第十五項」を「同条第十七項」に改め、同条第五項中「第十七項」を「第二十項」に改め、同条第二十項を同条第二十三項とし、同条第十九項中「おいて、」を「おいて」に、「第四十条の二第十七項」を「第四十条の二第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「第四十条の二第十七項」を「第四十条の二第二十項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十七項を同条第二十項とし、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項を同条第十八項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同項の次に次の二項を加える。

16　法第六十九条の四第三項第四号に規定する政令で定める貸付事業は、同号に規定する貸付事業のうち準事業以外のもの（次項において「特定貸付事業」という。）とする。

17　特定貸付事業を行つていた被相続人（以下この項において「第一次相続人」という。）が、当該第一次相続人の死亡に係る相続開始前三年以内に相続又は遺贈（以下この項において「第一次相続」という。）により当該第一次相続に係る被相続人の特定貸付事業の用に供されていた宅地等を取得していた場合には、当該第一次相続人の特定貸付事業の用に供されていた宅地等に係る法第六十九条の四第三項第四号の規定の適用については、当該第一次相続に係る被相続人が当該第一次相続があつた日まで引き続き特定貸付事業を行つていた期間は、当該第一次相続人が特定貸付事業を行つていた期間に該当するものとみなす。

第四十条の二第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項第五号イ中「発行済株式又は出資（当該法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額（以下この号において「発行済株式総数等」という。）」を「発行済株式総数等」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　法第六十九条の四第三項第二号ロ(1)に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一　法第六十九条の四第三項第二号ロに規定する親族及び次に掲げる者（以下この項において「親族等」という。）が法人の発行済株式又は出資（当該法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額（以下この項及び次項第五号において「発行済株式総数等」という。）の十分の五を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合における当該法人

イ　当該親族の配偶者

ロ　当該親族の三親等内の親族

ハ　当該親族と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ニ　当該親族の使用人

ホ　イからニまでに掲げる者以外の者で当該親族から受けた金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

ヘ　ハからホまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等内の親族

二　親族等及びこれと前号の関係がある法人が他の法人の発行済株式総数等の十分の五を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合における当該他の法人

三　親族等及びこれと前二号の関係がある法人が他の法人の発行済株式総数等の十分の五を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合における当該他の法人

四　親族等が理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるものとなつている持分の定めのない法人

第四十条の三第一号の三中「第五号まで」を「第六号まで」に、「同条第五号」を「同条第六号」に、「第五条第一号」を「第六条第一号」に改める。

第四十条の四の六の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（相続時精算課税適用者の特例）」を付し、同条第一項中「この項」の下に「及び次条第一項」を加え、「同条第三項」を「同法第二十一条の九第三項」に改める。

第四十条の四の六の次に次の一条を加える。

第四十条の四の七　法第七十条の二の七第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書に係る贈与をした者からの贈与により取得する財産については、同条第三項の規定の適用を受ける財産とみなして、同法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。

2　法第七十条の二の七第一項の規定の適用がある場合における相続税法施行令第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「推定相続人」とあるのは「推定相続人（租税特別措置法第七十条の二の七第一項（相続時精算課税適用者の特例）の規定の適用を受けた同法第七十条の七の五第二項第六号（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例）に規定する特例経営承継受贈者を含む。）」と、「を同項」とあるのは「を法第四十九条第一項」とする。

第四十条の六第七項に次の一号を加える。

十二　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四の規定

第四十条の六第九項中「耕作」を「同号に規定する耕作」に改め、同条第十一項第一号中「第十条」の下に「（同法第十条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第十七項第一号中「独立行政法人農業者年金基金法」の下に「（平成十四年法律第百二十七号）」を、「の農業者年金基金法」の下に「（昭和四十五年法律第七十八号）」を加え、同条第十八項第一号中「を耕作又は」を「）又は」に改め、同条第二十九項第三号中「に規定する農地」を「の農地」に改め、同条第五十項中「耕作」の下に「（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。次項第一号を除き、以下この条において同じ。）」を加える。

第四十条の七第六項第二号中「第七十二項第二号」を「第七十一項第二号」に改め、同条第八項中「農業相続人の」の下に「同号に規定する」を、「推定相続人の」の下に「法第七十条の六第一項第一号に規定する」を加え、同条第十四項中「第七十条の六第三項」を「第七十条の六第四項に」に改め、同項第一号中「第七十条の六第三項」を「第七十条の六第四項」に、「同項第二号ロ」を「同号ロ」に、「当該同条」を「同法第十八条」に改め、同条第十六項第一号中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に、「第四十条の七の四第五項」を「第四十条の七の六第五項」に改め、同項第三号中「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に、「第四十条の八の七第四項」を「第四十条の八の十二第四項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「又は第七十条の七の四第一項」を「、第七十条の七の四第一項、第七十条の七の六第一項又は第七十条の七の八第一項」に、「又は第七十条の七の四第二項第四号」を「、第七十条の七の四第二項第四号、第七十条の七の六第二項第八号又は第七十条の七の八第二項第四号」に、「第四十条の八の三第八項」を「第四十条の八の四第八項」に、「）の」を「）又は第四十条の八の六第十六項から第二十一項まで（第四十条の八の八第八項において準用する場合を含む。）の」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第七十条の六の七第一項　調整前美術品猶予税額（同条第二項第六号に規定する納税猶予分の相続税額で第四十条の七の七第三項から第九項までの規定により計算されたものをいう。）